



2019（令和元）年度 第11号
りんぼかん

隣保館だより

発行 豊後大野市隣保館
〒879-6441
豊後大野市大野町田中 74 番地 1
TEL 0974-34-3603

こんにちは、隣保館です

障害者差別解消法について、職員研修に参加しました。

行政においては、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務があり、実例を交えて説明がありました。

またペアワークでは、2人一組になって、視覚障がいと聴覚障がいのケースでの情報伝達を実践し、伝えることの大変さ・難しさを感じました。

障がい者にかかわらず、困っている方に遭遇したら、「何かお手伝いできることはありますか？」と声かけをすることから始めようと思います。

人権講座を開催しました

2月17日（月）午後6時から豊後大野市隣保館人権講座を開催し、72人の参加がありました。犬飼町在住の三宮信雄さんを講師に迎え、「六曜をとおして人権を考えよう」と題して講演をしていただきました。

講演では、人権とは「誰もが生れながらに持っている幸せに生きる権利」と定義するところから始まり、人権8課題についてふれ、豊後大野市人権に関する市民意識調査結果の分析を行いました。

本題の六曜については、その歴史や決め方について説明がありました。六曜にはその日の吉凶が定められており、元々は賭場の遊び人や勝負師の間で用いられていたと考えられています。キリスト教や仏教では六曜を使用していないこと、仏滅や友引は仏事を連想させるが仏教では釈迦が占いを禁じていることから一切関係ないとのことでした。

まとめとして、「迷信は気休めや気持ちの問題として片付ける様子があるが、そのことで誰かを踏みつけ、傷つけていないだろうか」と参加者に問いかけていました。

アンケートでは、六曜について理解できたという意見が多かったです。



講師の三宮信雄さん。
ゆっくりとやさしい
口調で、分かりやすく
説明していただきました。



会場の様子。
みなさん真剣に聴い
ていました。雪が舞
うなかでの参加あり
がとうございます。

人権8課題について⑦ 医療をめぐる人権

今月は医療をめぐる人権について紹介します。

菌やウイルスなどを原因とする病気を感染症といいます。感染症患者、元患者、その家族に対して多くの人権侵害が行われています。

ハンセン病では元患者は隔離政策がとられ、長い間人間的な暮らしを奪われてきました。2003年におきた黒川温泉での宿泊拒否では、ニュースを見た方から元患者に対して誹謗中傷の手紙が送られてきました。その内容は元患者に責任があるというもので、人権を無視したものでした。そして、その家族も同じように苦しんできました。

現在流行中の新型コロナウイルスについても、中国で人権侵害が行われていることがニュースで報じられています。

不正確な知識と過度の危機意識が偏見・差別を生み出しています。デマやフェイクニュースに流されず冷静な行動をすること、そして正しい知識を得ることが必要です。

研修レポート

1月30日に大分県隣保館連絡協議会関係職員研修会に参加しました。全国隣保館連絡協議会事務局長の中尾由喜雄さんを講師にむかえ、「部落差別解消推進法と隣保館～隠された歴史の中で～」と題して講演をしていただきました。

部落差別解消推進法成立の意義と課題、今後に向けた取組について、日本における人権運動・人権行政の歴史をふりかえることから説明していただきました。

推進法には初めて「部落差別」という文言が入り、関係者には感慨深いものがあるが、一般には今さらなところがあり、部落差別を解消するために再スタートをする法律だと語っていました。

また、地域共生についてもふれ、隣保館がこれまで行ってきたことが生かされるとおっしゃっていました。

隣保館の歴史の重みと、業務の重要性を再度認識した研修でした。



3日（火）みんなでヨガ教室
（18：30～）

18日（水）出前隣保館（南）
実用書道教室（19時～）

10日（火）料理教室（9時30分～）

25日（水）まちなかサロン

11日（水）出前隣保館（辻）

27日（金）手編み教室（19時～）

絵手紙教室（19時～）